

(3) 米の販売事業者に対する債務保証事業

債務保証事業の概要

米の一般的な売買取引においては、出荷事業者等と販売事業者の間で米の売買が行われますが、売買取引が決まり請求書が発行されてから、買受代金が授受されるまでの間、買い受ける側に債務が発生します。

また、米の取引は、一度に行われる取引額が大きいことから、買い受ける側は多額の運転資金を必要とするので、資金が手元に潤沢にない場合には、この運転資金を確保するため、金融機関から融資を受けることになります。

したがって、米の安定的な供給を維持するためには、販売事業者が出荷事業者等から買い受ける米の代金及び同事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等について、債務保証を行うことが必要となっています。

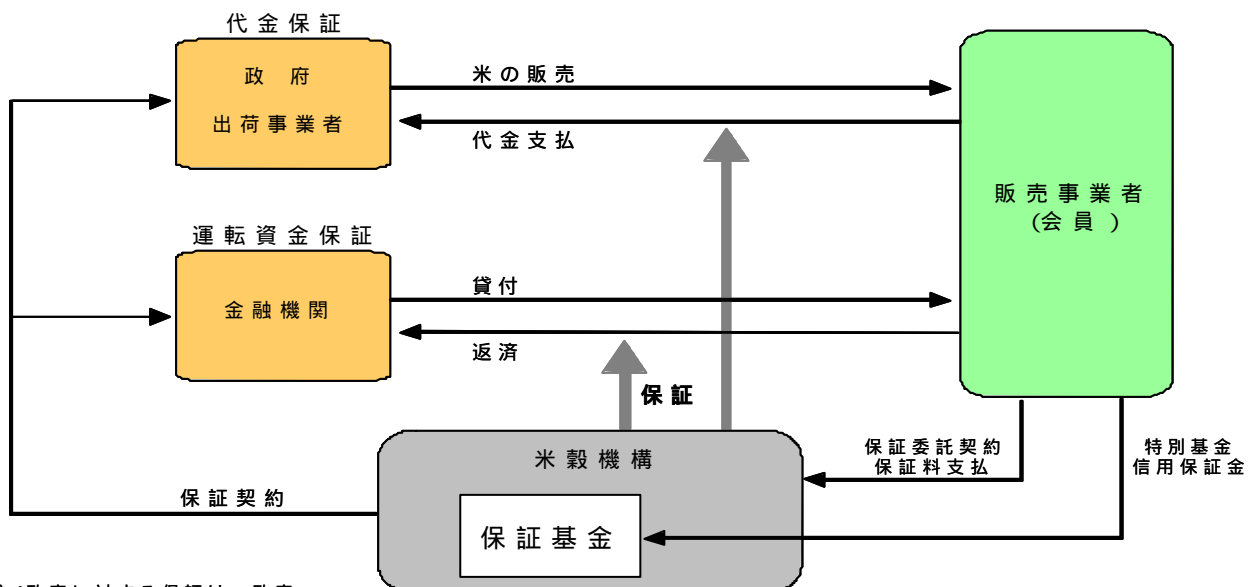
債務保証が利用できることで、販売事業者は、現金で前払いせずに米を買い受けることができ、また、出荷事業者や生産者は、販売事業者が倒産等により代金の支払いができなくなっても、代わりに支払代金を支払ってもらえることとなり、米の流通が円滑に、かつ着実に進められることとなります。

米穀機構では、このような債務保証を、米の安定供給を確保するための重要な支援として位置付け、実施することとしています。

なお、これまでは、食信協が、この債務保証を行ってききましたが、今後は、新たな流通制度に合わせて、これまで食信協が行ってきた債務保証を利用できる者を、より拡大します。

また、これまで食信協の債務保証を受けてきた販売事業者に対しては、平成16年4月以降も同様の保証が行われます。

債務保証の具体的なイメージ



(注)政府に対する保証は、政府・販売事業者・米穀機構の三者間の連帯保証契約による。

用語解説、補足説明事項等

米の取引形態は、具体的にどのようなものがありますか？

今後、考えられる主な民間流通米の取引形態としては、以下のような取引が考えられます。

- 価格形成の場であり、現物取引の場でもある米穀価格形成センターにおける売買取引
- 米穀価格形成センター以外で、売り手と買い手が、それぞれ個々に取引条件を決めて取引を行う相対取引
- インターネットやパンフレット等を用いて、売り手が消費者に対して直接販売する取引

買受代金に対する債務保証とは、どのようなものですか？

買受先毎にあらかじめ一定の保証極度額、保証期間を定め、その範囲内において反復継続して発生する買受代金債務についての保証です。

買い手が保証を受けるにあたっては、米穀機構に会員として入会し、入会金の提出及び特別基金の積み立て等を行うことが必要となります。